

東京都新築建築物制度改正等に係る技術検討会 意見表明

2022年8月24日
一般社団法人 太陽光発電協会



一般社団法人太陽光発電協会

(JPEA : Japan Photovoltaic Energy Association)

■ 協会の理念・目的

太陽光発電の健全な普及と産業の発展によって、持続可能な国の主力電源としての役割を果たすことで、我が国経済の繁栄と、国民生活の向上に寄与し、もって会員の共通の利益を図る

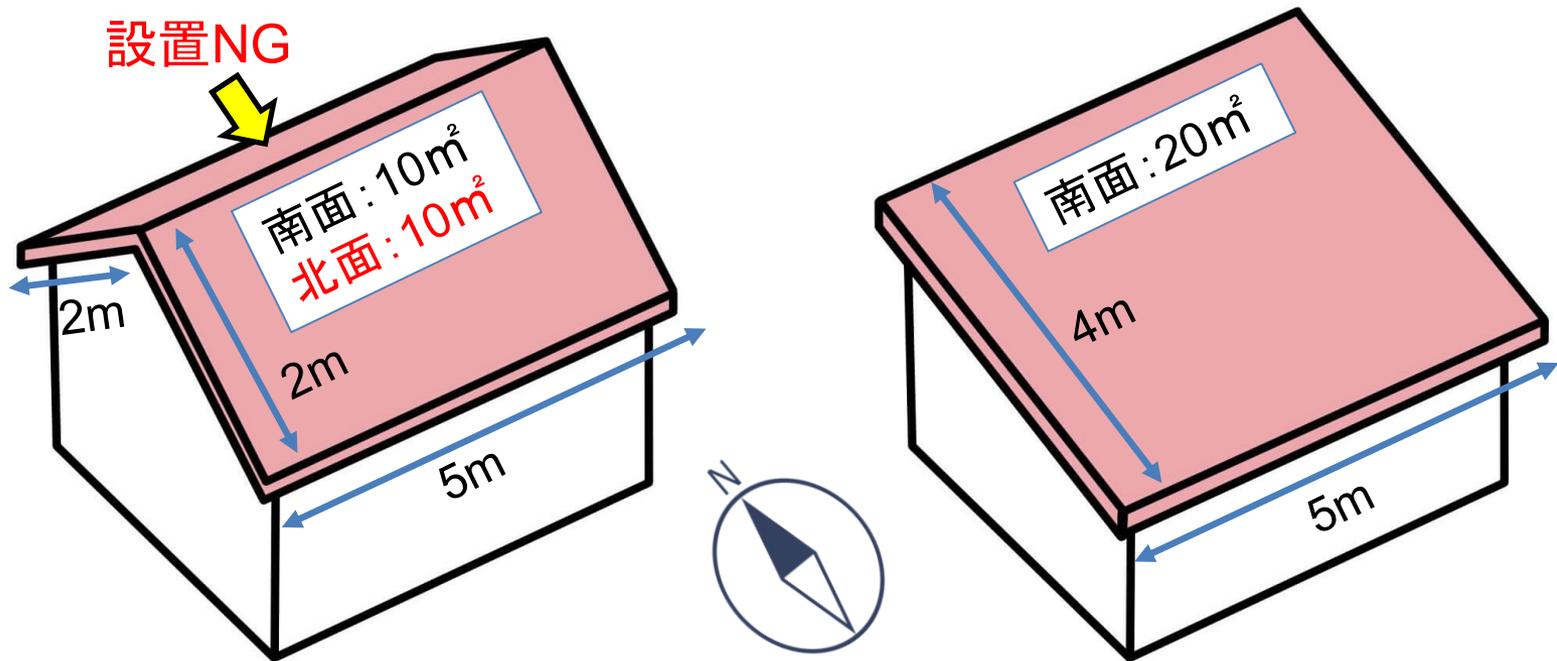
■ 会員数 正会員119社・団体、賛助会員 14団体 (2022年4月現在)

意見要旨

- ・ 算出対象屋根面積と除外規定
- ・ 再工ネ設備の設置基準への適合
- ・ 住まい手等への建築物に関する環境性能の説明
- ・ 建築物環境計画書制度（大規模建物）の強化・拡充

算出対象屋根面積と除外規定

- 「算出対象屋根面積が 20m^2 未満の場合については対象事業者からの申し出により設置基準算定の棟数から除外する」とあるが算出対象屋根の定義を明確にするべき。太陽電池パネル 2kW を設置するために必要な面積を約 20m^2 と定めることは妥当だが、北面を算出対象屋根面積に含めると、北面にパネルを設置して近隣への光害を引き起こす危険性がある。



- 全体の設置可能棟数を把握したうえでPV導入量とCO₂削減量の想定を改めて見直すことも必要。

再エネ設備の設置基準への適合

- ・新築住宅への設置で導入義務量を達成できない場合の救済措置として、施主が希望する既存住宅への設置も義務量に加える仕組みを検討してはどうか。

例：都内で供給する住宅が500棟ある住宅供給事業者の場合

設置可能棟数 × 算定基準 × 棟当たり基準量 = 再エネ設置基準

500棟

85%

2kW/棟

850kW

新築

4kWを200棟に設置⇒800kW

合計設置容量

850kW

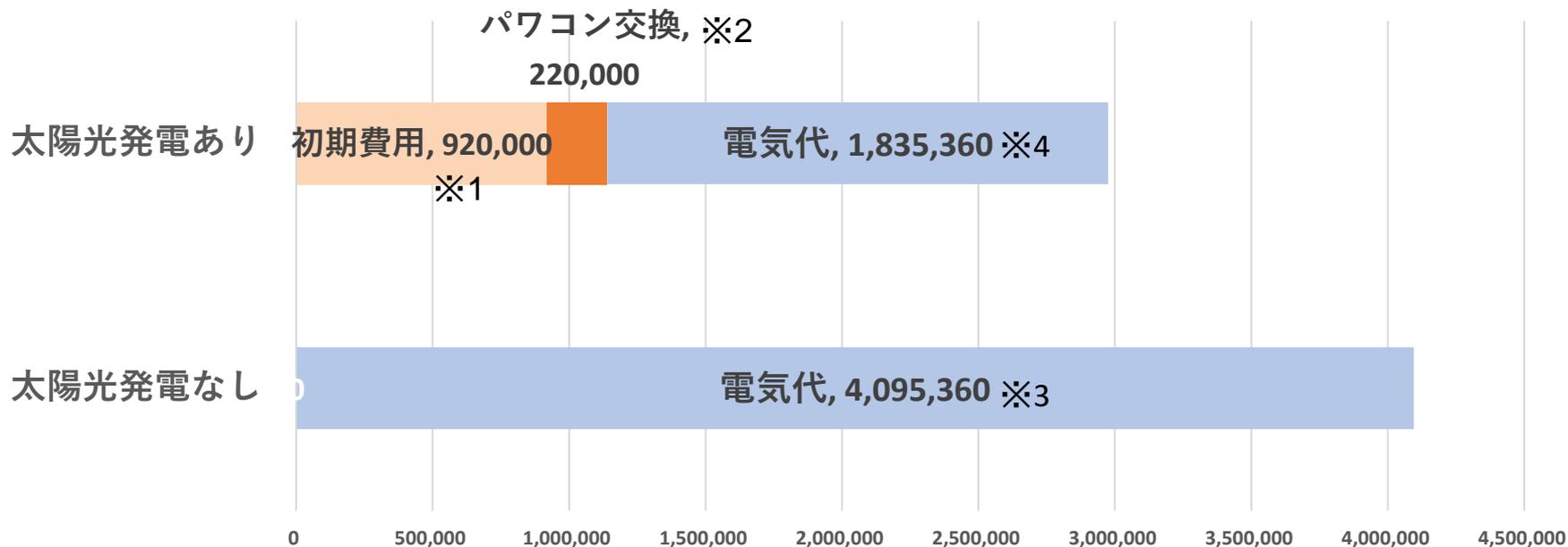
自ら建築した既存住宅

5kWを10棟に設置⇒50kW

- ・JPEAは初期費用を軽減して太陽光発電設備を設置できるサービスを提供する事業者リストを公開する予定

- 事業者が住まい手等に環境性能を説明する際に、仕様の決定や購入の判断ができる時期に行うと共に、住宅購入金額だけではなく省エネ・再エネ設備が有る場合と無い場合の光熱費を比較して説明することを提案する。

30年間の電気代



※1、2 東京都資料:パブリックコメントの寄せられた「」主な意見と都の考え方(1)P.3から引用

※3 総務省統計局が2021年に調査した「家計調査 家計収支編」の4人家族の全国平均の電気代11,376円を引用

※4 東京都資料:パブリックコメントの寄せられた「」主な意見と都の考え方(1)P.3から引用

「収入:92万円(1~10年目)と134万円(11~30年)」を※3から差し引いた数字

（第2回技術検討会【資料1】：6ページ）

- ・オンサイト（敷地内）の太陽光発電の設備優先を原則とするなかで第2順位については、オフサイト設置が示されているが、敷地外への再生エネルギー発電設備の設置により履行については、設置建物の電力供給を目的とする条件で柔軟な運用をお願いしたい。

（第2回技術検討会【資料1】：7ページ）

- ・将来のZEVの普及を見据え、新築段階から充電設備の整備が必要であり新築時に備えるべき充電設備の整備基準を定める施策に賛同する。又、専用駐車場と、共有駐車場として、駐車用途に応じた整備基準の考え方についてもより導入の具体的な方向性を示す方向と考える。